

## 【捕獲物の放置禁止に係る留意事項】

捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、当該捕獲等又は採取等をした場所に**放置することは、鳥獣保護管理法で禁止**されています。**捕獲物等は持ち帰るもの**であり、これに違反した場合は30万円以下の罰金が科せられます。

また、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の搬出が困難である場合に埋設処理をすることも、廃棄物処理法に抵触する可能性があることに留意してください。

(例外)

- 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰することができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらの生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
  - （例えば、弾丸が命中した鳥獣が崖など狩猟者が到達困難な場所にあったり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などのこと
- 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
  - （捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を捜さなかった場合は当たりません

## 関係法令等

### ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(鳥獣の放置等の禁止)

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

### ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合)

第十九条 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 二 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地または林地に放置する場合  
※対象の鳥獣はもぐら科とねずみ科のみ
- 四 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。